

果樹共済損害評価現地調査要領

	昭和48年12月21日	48農経B第2554号
一部改正	昭和51年 4月30日	51農経B第 906号
〃	昭和51年 6月15日	51農経B第1361号
〃	昭和52年 8月 2日	52農経B第1772号
全部改正	昭和56年11月16日	56農経B第3769号
一部改正	昭和57年 9月24日	57農経B第2237号
全部改正	昭和61年 2月17日	61農経B第 394号
一部改正	平成 3年 4月30日	3農経B第1144号
〃	平成 6年 1月12日	6農経B第 15号
〃	平成12年 6月 1日	12農経B第1955号
〃	平成15年 6月30日	15経営第1712号
〃	平成16年 3月 4日	15経営第6627号
〃	平成24年 3月29日	23経営第3623号
〃	平成27年 3月 9日	26経営第2993号
〃	平成27年10月 1日	27経営第1596号

目 次

第 1 章	目 的	1
第 2 章	収穫共済の現地調査	1
第 1 節	損害評価において収穫量とする果実	1
第 2 節	半相殺減収総合方式及び樹園地減収総合方式の現地調査	1
第 1	抜取調査の組合等別調査対象樹園地数とその抽出方法	1
第 2	抜取調査対象樹園地の調査標本数とその抽出方法	2
第 3	果実数調査及び着果数調査の方法	6
第 4	果実重の調査方法	13
第 5	見込収穫量の取りまとめ方法	14
第 6	組合等別の見込収穫量修正率の算定	17
第 3 節	半相殺特定危険方式及び樹園地特定危険方式の現地調査	17
第 1	抜取調査対象樹園地数及び抜取調査対象樹園地の調査標本数とその抽出方法	17
第 2	現地調査方法	18
第 3	見込減収量の取りまとめ方法	21
第 4	組合等別の見込減収量修正率の算定	22
第 4 節	基準収穫量設定指数適用状況調査	23
第 1	調査対象樹園地	23
第 2	調査の時期	23

第 3	調査の方法	23
第 4	基準収穫量設定指数の適用状況の検討	23
第 3 章	樹体共済の現地調査	24
第 1	抜取調査の組合等別調査対象組合員等の数とその抽出方法	24
第 2	調査樹園地の調査方法	24
第 3	損害の額の取りまとめ方法	25
第 4	組合等別の損害額修正率の算定	26
第 4 章	組合等の行う損害評価の指導基準	26
第 1	組合等の行う半相殺特定危険方式及び樹園地特定危険方式に係る着果数調査の指導基準	26
第 2	組合等の行う半相殺方式及び樹園地単位方式に係る検見調査及び実測調査の指導基準	27
第 3	共同利用施設調査の指導基準	28
第 4	組合等の行う樹体共済に係る検見調査の指導基準	29
附 則	(平成27年3月9日26経営第2993号)	30
別表 1	半相殺方式、全相殺減収総合方式及び樹園地単位方式に適用する調整果実の調整係数	31
別表 2	連合会抜取調査の組合等別調査対象樹園地の数	31
別表 3	収穫共済の共済目的の種類別の調査標本数	32
別表 4	調査標本数に対応する実測調査標本数	34
別表 5	果実の横径、縦径又はきゆうの重量による果実重推定尺度	35
別表 6	果実重肥大推定指数による平均果実重の修正方法	63
別表 7	減収推定尺度	66
別表 8	連合会抜取調査の組合等別調査対象組合員等の数	68
付 録	特定共済損害評価基準モデル園地設定事業	69
付表 1	半相殺減収総合方式及び樹園地特定危険方式の損害割合別の共済金支払割合	72
付表 2	半相殺特定危険方式及び全相殺方式の損害割合別の共済金支払割合	72
付表 3	樹園地減収総合方式の損害割合別の共済金支払割合	73
付表 4	園地面積別棚区画数早見表	74
付表 5	樹間距離による10 a 当たり植栽本数早見表	76
書 類 様 式		

果樹共済損害評価現地調査要領

第1章 目 的

この要領は、果樹共済損害認定準則及び果樹共済損害評価要綱（以下「損害評価要綱」という。）に基づき、農業共済組合連合会（以下「連合会」という。）が行う損害評価の現地調査及びその取りまとめの方法を定めたものであり、果樹共済の損害評価が適正かつ円滑に行われることを目的とする。

第2章 収穫共済の現地調査

第1節 損害評価において収穫量とする果実

損害評価において収穫量とする果実は販売の用に供し得る品位のものとする。ただし、半相殺方式、全相殺減収総合方式及び樹園地単位方式においては共済事故により都道府県が指導する果実の出荷規格及び市場における取引に供し得る規格に該当しないもの（加工向け等以外の用に供し得ない品位となつた生食用品種の果実及び加工規格外品以外の用に供し得ない品位となつた加工向用品種の果実。以下「調整果実」という。）については、別表1「半相殺方式、全相殺減収総合方式及び樹園地単位方式に適用する調整果実の調整係数」に掲げる調整係数（以下「調整係数」という。）により一定の調整を行つて収穫量とする果実とする。

第2節 半相殺減収総合方式及び樹園地減収総合方式の現地調査

第1 抜取調査の組合等別調査対象樹園地数とその抽出方法

1 組合等別調査対象樹園地の数

（1）連合会が行う抜取調査の組合等（農業災害補償法（昭和22年法律第185号。以下「法」という。）第12条第3項の組合等をいう。以下同じ。）別の調査対象樹園地（以下「抜取調査対象樹園地」という。）の数は、収穫共済の共済目的の種類等（法第120条の6第1項第1号の収穫共済の共済目的の種類等をいう。以下同じ。）ごとに、別表2「連合会抜取調査の組合等別調査対象樹園地の数」のとおりとする。

なお、別表2は一定目標精度を維持するために必要な全国統一基準として定めたものであるが、樹園地ごとの単位当たりの収穫量変動は、地域条件、肥培管理状況、品種、樹齢、被害状況等により異なるので、収穫量変動の状況に応じて抜取調査対象樹園地の数を増加すること。

（2）連合会は、組合等で悉皆調査又は農家申告収穫量抜取調査の対象となつた樹園地（収穫皆無樹園地を除く。以下「悉皆調査対象樹園地」という。）の被害状況等（地域条件及び樹齢構成等を含む。）により樹園地を2～3階層（例えば、被害甚階層、中階層、軽階層）に区分した場合は、抜取調査対象樹園地の数を階層区分ごとの悉皆調査対象樹園地の数に応じて比例配分して定める。

ただし、各階層ごとの抜取調査対象樹園地の数は3樹園地以上としなければならない。

なお、損害評価要綱第3章第4節第1の2の（1）のアの（ア）において各階層ごとに修正率を算定する場合は、その階層ごとの抜取調査対象樹園地の数は別表2「連合会抜取調査の組合等別調査対象樹園地の数」のとおりとする。

2 抜取調査対象樹園地の抽出方法

抜取調査対象樹園地の抽出は、収穫共済の共済目的の種類等ごと及び組合等ごとに、次の任意系統抽出法により行う。

- (1) 連合会は、組合等ごとに階層区分の基準及び各階層ごとの抜取調査対象樹園地の数を定める。
- (2) (1) の階層区分は、悉皆調査結果によつて行うものとし、連合会はあらかじめ組合等に階層区分の基準を示し、連合会抜取調査の前日までに野帳を区分して整備するよう指示するものとする。
- (3) 連合会は、(2) によつて区分された各階層ごとの野帳の中から (1) によつて定めた数の抜取調査対象樹園地を任意系統抽出法により抽出する。
- (4) 組合等で悉皆調査対象樹園地について、組合等の地区別又は共済番号の順位等により通し番号を設定する。階層区分を行つた場合は、階層区分ごとに同様の方法により通し番号を設定する。
- (5) 抜取調査の抽出間隔は、悉皆調査対象樹園地の数を抜取調査対象樹園地の数で除して得た数とする。また、階層区分を行つた場合は、階層区分ごとに同様の方法により抜取調査の抽出間隔を定める。

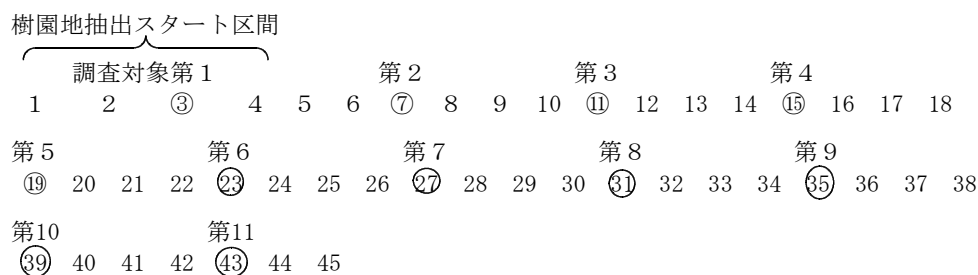
$$\text{抜取調査対象樹園地の抽出間隔} = \frac{\text{悉皆調査対象樹園地の数}}{\text{抜取調査対象樹園地の数}}$$

- (6) 抜取調査対象樹園地は、次のように抽出する。
 - ㊦ 第1位の抜取調査対象樹園地の抽出は、抽出スタート区間（通し番号1の樹園地から(2)で定めた抽出間隔の数と同一の樹園地番号まで）から任意抽出して定める。
 - ㊧ 第2位の抜取調査対象樹園地の抽出は、㊦で決定した第1位の抜取調査対象樹園地の通し番号に、抽出間隔数を加えた数の通し番号の樹園地とする。
 - ㊨ 第3位以下の抜取調査対象樹園地の抽出は、㊧と同様の方法により順次決定する。

〔例〕 悉皆調査対象となつた樹園地の数 …………… 45樹園地

抜取調査対象樹園地の数 …………… 11樹園地

$$\text{抽出間隔} \left(\frac{45\text{樹園地}}{11\text{樹園地}} = 4.09\text{樹園地} \right) \dots\dots\dots 4\text{樹園地}$$



第2 抜取調査対象樹園地の調査標本数とその抽出方法

抜取調査対象樹園地の標本樹（わい化栽培のりんごにあつては主幹間隔又はポール間隔。本章及び別表3において同じ。）、調査区画又は調査集積か所（以下「調査標本」と総称する。）数（以下「調査標本数」という。）の決定とその抽出方法は次により行う。

1 樹園地ごとの調査標本数

樹園地ごとの調査標本数は、収穫共済の共済目的の種類等ごと（品種により区分して調査する必要があるときは、品種ごと。）及び調査対象樹園地の樹体別、区画別の収穫量（果実数及び果実重）又は集積か所別の集積空いが数の変動（以下「収穫量変動」という。）が著しく調査階層区分が必要なときはその階層区分ごとに、別表3「収穫共済の共済目的の種類別の調査標本数」のとおりとする。

なお、調査標本数の決定に当たつては、次の事項に留意すること。

- (1) 別表3は、一定目標精度を維持するために必要な全国統一基準として定めたものであり、抜取調査対象樹園地内の収穫量変動が著しい場合には、その収穫量変動に応じて2又は3階層に区分し、その階層区分ごとに調査標本を抽出して調査するよう設計されている。したがって、収穫量変動が著しい場合には、収穫量が近似しているグループ別に階層区分を行い、その階層区分ごとに調査標本を抽出する。
- (2) 階層区分を必要としない場合でも、収穫量変動の状況に応じて調査標本数を増加すること。
- (3) ぶどう及びキウイフルーツの区画は、4平方メートル区画（2m×2m）又は柵区画が整然としている場合は柵区画とする。ただし、4平方メートル区画で行う場合は、抜取調査対象樹園地の柵面積をあらかじめ調査し、4平方メートル区画数を算定する。

$$4 \text{ 平方メートル区画数} = \frac{\text{抜取調査対象樹園地の柵面積 (m}^2\text{)}}{4 \text{ (m}^2\text{)}}$$

2 調査標本の抽出方法

(1) 樹体別調査の場合

樹体別調査（うんしゅうみかん、なつみかん、いよかん、指定かんきつ、りんご、なし、もも、おうとう、びわ、かき、くり、うめ及びすもも）の場合の調査標本の抽出は、ア（わい化栽培のりんごにあつてはア、イ又はウ）の任意系統抽出法により行う。ただし、調査標本数がア及びウの場合にあつては4本（間隔）以下、イの場合にあつては5間隔以下のときは、抜取調査対象樹園地内の樹体別の収穫量を検見したうえ、収穫量中庸の樹体の中から調査標本数を有意抽出し、調査標本とする。

ア 樹体単位調査の場合

(ア) 抜取調査対象樹園地の着果樹体全部に通し番号を設定する。通し番号は、調査樹園地の端の樹体から順次付けるものとし、この場合、必要に応じて引受時に植栽図が作成されていた場合には植栽図を用いて行う。

(イ) 調査標本の抽出間隔は、抜取調査対象樹園地の着果樹体本数を抜取調査対象樹園地の調査標本数で除して得た数とする。

$$\text{標本抽出間隔} = \frac{\text{着果樹体本数}}{\text{調査標本数}}$$

(ウ) 調査標本は、次のように抽出する。

- ① 第1調査標本の抽出は、標本抽出スタート区間（通し番号第1の樹体から（イ）で定めた調査標本の抽出間隔の数の樹体番号まで）から任意抽出して定める。
- ② 第2調査標本の抽出は、①で決定した第1調査標本の通し番号に、抽出間隔数を加えた数の通し番号の樹体とする。
- ③ 第3調査標本以下の抽出は、②と同様の方法により順次決定する。

〔例〕 抜取調査対象樹園地の着果樹体数 …………… 36本

調査標本数 …………… 7本

抽出間隔（ $\frac{36\text{本}}{7\text{本}} = 5.1\text{本}$ ） …………… 5本

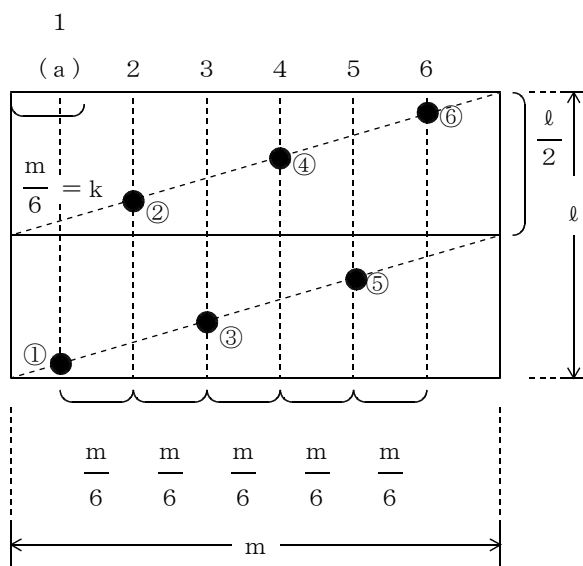
標本抽出スタート区間

第1標本	第2	第3	第4
1 2 ③ 4 5 6 7 ⑧ 9 10 11 12 ⑬ 14 15 16 17 ⑱			
第5	第6	第7	
19 20 21 22 ⑳ 24 25 26 27 ㉑ 29 30 31 32 ㉓ 34 35 36			

イ 主幹間隔別調査の場合

(ア) 調査畦は、次に示すように任意系統的に6畦を選定する。

次に調査対象樹園地を2区に分け、それぞれの区において対角線を引き、先に選定した調査畦との交点に最も近い樹体の主幹を調査標本の抽出の起点とする。



m : 全畦数

l : 樹園地の長さ

k : 調査畦の起点を選定する畦間

a : 調査畦の選定起点

$\frac{m}{6}$: 調査畦の間隔 ($\frac{m}{6}$ が整数でないと

きは、小数点以下第1位を切り捨てて得た整数とする。)

1 2 3 4 5 6 : 調査畦

①②③④⑤⑥ : 標本樹抽出の起点

(イ) 調査標本は、次のように抽出する。

- ① 調査標本の抽出は、抜取調査対象樹園地の調査標本数を6で除した数の調査標本を(ア)で選定した調査畦の標本抽出の起点からそれぞれ同一方向に連続して抽出する。ただし、抜取調査対象樹園地の調査標本数を6で除して残りの数がある時は、残りの数を抜取調査対象樹園地の調査標本数を6で除した数に配分して加えた数とする。
- ② 調査標本は、主幹から主幹の間とする。
- ③ 調査標本が無着果の場合は、無着果の調査標本数に対応する調査標本を順次繰り延べて調査標本とする。

ウ ポール間隔別調査の場合

(ア) 抜取調査対象樹園地を下図のように2等分し、2等分したそれぞれの区分について、同一方向に対角線を設定する。

(イ) 抜取調査対象樹園地の着果畦に、端から下図のように通し番号を設定する。

(ウ) 調査標本を抽出する畦の抽出間隔は、総畦数を調査標本数で除して得た数とする。

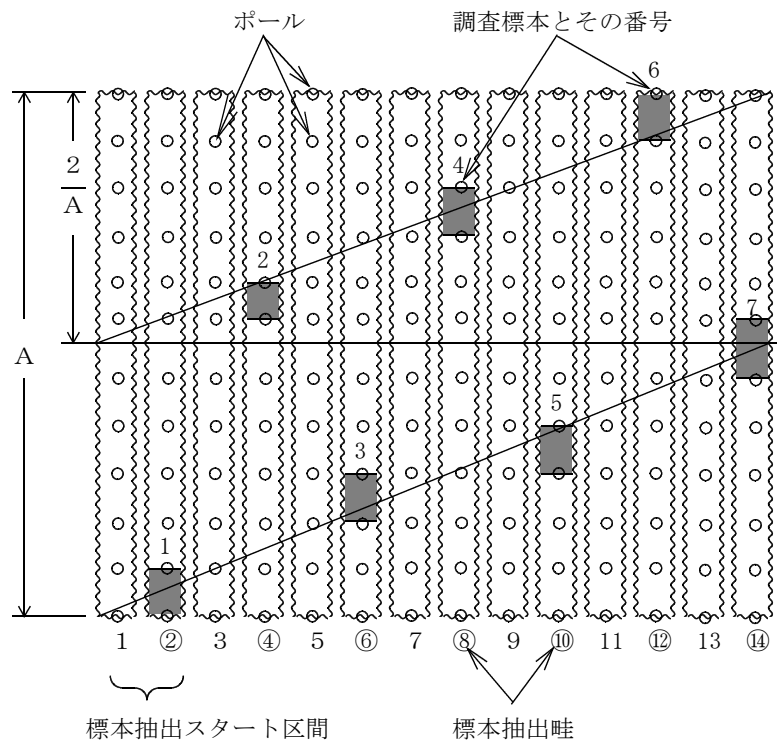
$$\text{標本抽出畦の抽出間隔} = \frac{\text{総畦数}}{\text{調査標本数}}$$

(エ) 第1調査標本を抽出する畦は、標本スタート区間(通し番号1の畦から(ウ)で定めた標本抽出畦の抽出間隔の数の着果畦まで)から任意抽出して定める。第2調査標本を抽出する畦は、第1調査標本を抽出する畦の通し番号に、抽出間隔数を加えた数の通し番号の畦とする。以下、同様の方法により順次畦を抽出する。

(オ) 調査標本は、次の例に示すように、(ア)で設定した対角線と(エ)で決定した調査標本を抽出する畦との交点のポール間隔とする。

ただし、当該ポール間が無着果の場合は、順次繰り延べて調査標本とする。

[例]



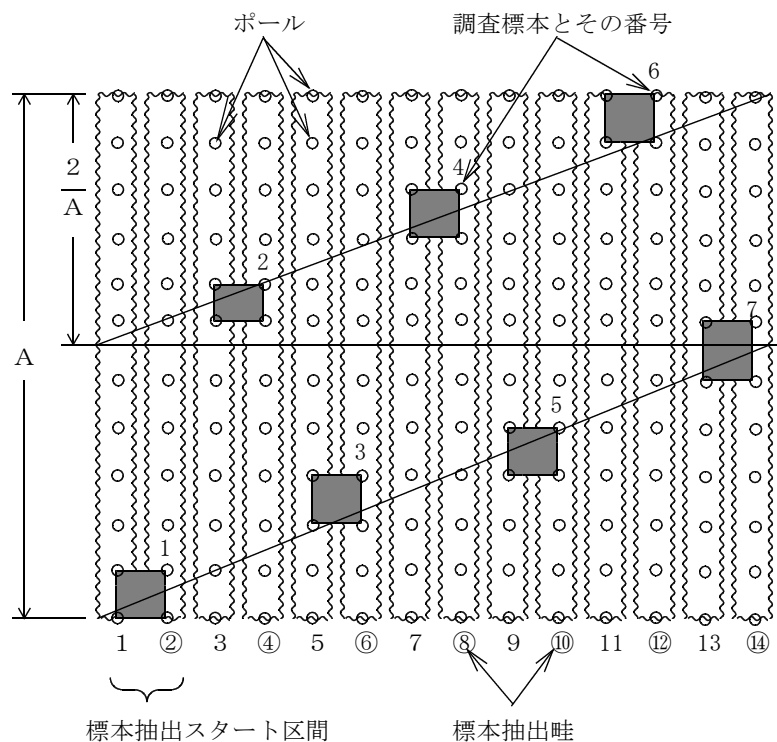
樹園地ポール間隔数 154

総畦数 14

調査標本数 7

抽出間隔 ($\frac{14}{7}$) 2

ただし、畦に鉄線等を張つてあるため容易に畦間の移動ができない場合に於ては、下図のように調査標本を抽出しても差し支えない。



(2) 区画別調査の場合

区画別調査（ぶどう及びキウイフルーツ）の場合の調査標本の抽出は、次の任意系統抽出法により行う。
ただし、調査標本が4区画以下の場合は、抜取調査対象樹園地内の区画別の収穫量を検見したうえ、収穫量中庸の区画の中から調査標本数を有意抽出し、調査標本とする。

(ア) 抜取調査対象樹園地を下図のように2等分し、2等分したそれぞれの区分について、同一方向に対角線を設定する。

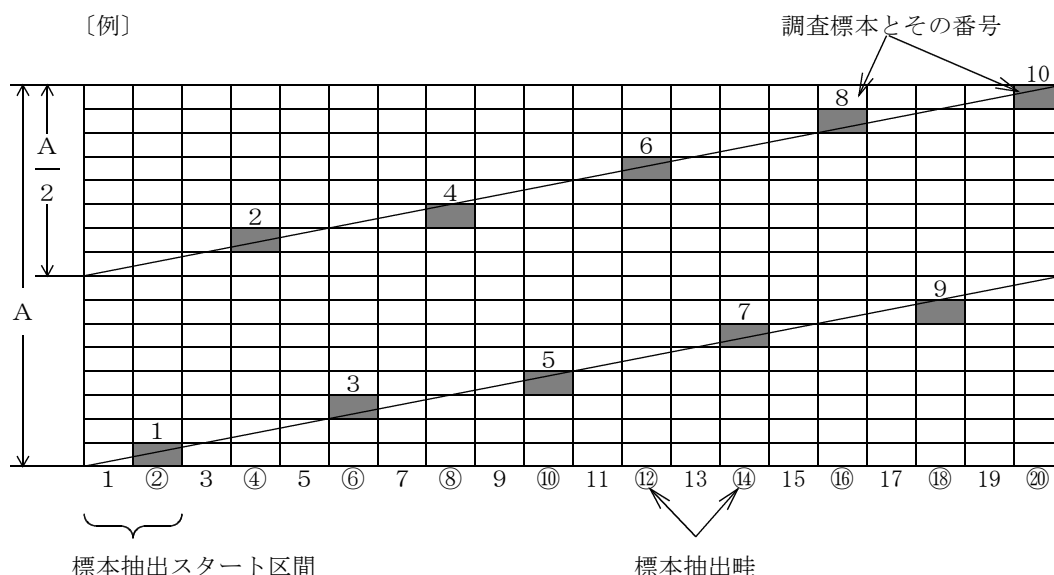
(イ) 抜取調査対象樹園地の着果区画畦に、端から下図のように通し番号を設定する。

(ウ) 調査標本を抽出する区画畦の抽出間隔は、着果区画畦総数を調査標本数で除して得た数とする。

$$\text{標本抽出区画畦の抽出間隔} = \frac{\text{着果区画畦総数}}{\text{調査標本数}}$$

(エ) 第1調査標本を抽出する区画畦は、標本抽出スタート区間（通し番号1の区画畦から（ウ）で定めた標本抽出区画畦の抽出間隔の数の区画畦まで）から任意抽出して定める。第2調査標本を抽出する区画畦は、第1調査標本を抽出する区画畦の通し番号に、抽出間隔数を加えた数の通し番号の区画畦とする。
以下、同様の方法により順次区画畦を抽出する。

(オ) 調査標本は、次の例に示すように、（ア）で設定した対角線と（エ）で決定した調査標本を抽出する区画畦との交点の区画とする。



樹園地区画数		320
着果区画総畦数		20
調査標本数		10
抽出間隔 ($\frac{20}{10}$)		2

(3) 集積か所別調査の場合

集積か所別調査（くり）の場合の調査標本の抽出は、(1)のアの方法に準じて行う。

第3 果実数調査及び着果数調査の方法

連合会が行う抜取調査の果実数（第1節に規定する損害評価において収穫量とする果実の数をいう。以下同じ。）又は着果数（第1節の規定にかかわらず着果している果実（有袋栽培の場合にあつては着袋）の数をい

う。以下同じ。) についての現地調査は、原則として次に定めるいずれか一つの調査方法により実施する。

1 果実数調査による方法

この調査は、樹園地ごとの果実数（ぶどうの場合は房数、くりの場合はきゆう数）を次に定める検見調査及び実測調査の方法により行う。

(1) 検見調査

検見調査は、第2に基づき抽出した調査標本について果実数の検見を行う。この検見調査は同一人によることとし、人を変えてはならない。

なお、当該調査標本のすべてについて(2)の実測調査を行う場合は、検見調査を省略して差し支えない。

ア うんしゅうみかん、なつみかん、いよかん、指定かんきつ、りんご、なし、もも、おうとう、びわ、かき、うめ及びすももの検見調査方法

この検見調査は、次の着果中枝調査、着果群調査及び着果主枝調査の三調査方法のいずれかにより行う。ただし、幼木（結果開始樹）、被害の甚しい樹体等の着果数が少ない調査標本については(2)のアの(ア)の着果全数調査に準じて行うこととする。

(ア) 着果中枝調査

- ① 着果中枝とは、亜主枝及び次亜主枝等の着果枝をいう。主枝と着果小枝の中間的な着果状況をなす着果枝である。なお、主枝先端の着果枝群は、着果中枝の取り扱いとする。
- ② 調査標本の主枝ごとに、着果中枝の本数を調査する。
- ③ 調査標本の着果中枝の中から着果数中庸の着果中枝を2本選定し、その果実数及び調整果実数を検見調査する。
- ④ 調査標本の果実数及び調整果実数は、次により算出する。

$$\text{調査標本の果実数} = \text{着果中枝本数} \times \frac{\text{調査中庸着果中枝の合計果実数}}{2 \text{ (本)}}$$

$$\text{調査標本の調整果実数} = \text{着果中枝本数} \times \frac{\text{調査中庸着果中枝の合計調整果実数}}{2 \text{ (本)}}$$

(イ) 着果群調査

- ① 着果群とは、亜主枝及び次亜主枝を主軸とした着果の群をいう。この着果群の大きさ（着果数）は、樹齢、肥培管理状況及び被害状況等により異なるので、その状況に応じて一定の着果群の大きさ（標準）を決定し、この群数の調査を行う。着果群の大きさは、約20粒～50粒（おうとう及びうめの1類にあつては約200粒、うめの2類にあつては約50粒）の着果数を標準とする。
- ② 着果群の果実数及び調整果実数を検見調査する。
- ③ 調査標本の果実数及び調整果実数は、次により算出する。

$$\text{調査標本の果実数} = \text{着果群数} \times \text{標準着果群の果実数}$$

$$\text{調査標本の調整果実数} = \text{着果群数} \times \text{標準着果群の調整果実数}$$

(ウ) 着果主枝調査

- ① 着果主枝の本数を調査する。着果主枝とは、植物学的な主枝判定でなく、着果状態（着果数）を主体にして判定する。
- ② 着果数が中庸とみられる着果主枝の果実数及び調整果実数を検見調査する。
- ③ 調査標本の果実数及び調整果実数は、次により算出する。

$$\text{調査標本の果実数} = \text{着果主枝本数} \times \text{調査中庸着果主枝の果実数}$$

$$\text{調査標本の調整果実数} = \text{着果主枝本数} \times \text{調査中庸着果主枝の調整果実数}$$

イ ぶどうの検見調査方法

この検見調査は、調査標本ごとの果房数及び調整果房数を検見調査する。

ウ くりの検見調査方法

この検見調査は、着きゆう数調査とし調査標本ごとにアの方法に準じて着きゆう数及び調整きゆう数を検見調査する。なお、検見調査の際、調査標本の樹冠面積に落きゆうしたきゆう及び落きゆうした調整きゆう（落きゆう青ぐり及び暴風雨等により樹体の倒伏、主枝等の損傷により生じた着きゆう青ぐりをいう。以同じ。）がある場合は、落きゆう数及び調整きゆう数を検見調査する。

エ キウイフルーツの検見調査方法

この検見調査は、調査標本ごとの果実数及び調整果実数を検見調査する。

(2) 実測調査

実測調査は、第2に基づき抽出した調査標本数に対応する数を対象とし、別表4「調査標本数に対応する実測調査標本数」に定める実測調査標本数を（1）により検見調査を行った調査標本のうちから等間隔に抽出し、当該抽出に係る実測標本について、次の方法により第1節に規定する損害評価において収穫量とする果実であるか否かを判定しつつ果実数及び調整果実数の実測調査を行う。

ア うんしゅうみかん、なつみかん、いよかん、指定かんきつ、りんご、もも、びわ、かき及びすももの実測調査方法

この実測調査は、次の着果全数調査、簡略着果全数調査、着果小枝調査及び着果中枝調査の四調査方法のいずれかにより行う。

ただし、幼木（結果開始樹）、被害の甚しい樹体等の着果数が少ない調査標本については、着果全数調査により行う。

(ア) 着果全数調査

調査標本の全体について果実数及び調整果実数を数えることによる実測調査

(イ) 簡略着果全数調査

簡略着果全数調査は、樹体全体の着果状況が均等となつている樹体について主枝ごとに、次の二方法のいずれかにより行うものとする。なお、この調査方法は、調査の標本のとりかた等において熟練を要するので、この方法を用いる場合には調査技術を十分習得すること。

① 調査標本の主枝のうち、2分の1以上の本数の着果数中庸な主枝について果実数及び調整果実数の実測調査を行い、次の算式により調査標本の果実数及び調整果実数を算出する。

$$\text{調査標本の果実数} = \text{調査中庸主枝の合計果実数} \times \frac{\text{主枝本数}}{\text{調査中庸主枝本数}}$$

$$\text{調査標本の調整果実数} = \text{調査中庸主枝の合計調整果実数} \times \frac{\text{主枝本数}}{\text{調査中庸主枝本数}}$$

② 調査標本の樹冠容積2分の1について、果実数及び調整果実数の実測調査を行い、次の算式により調査標本の果実数及び調整果実数を算出する。ただし、樹冠容積2分の1の設定は、調査標本の着果状況を均分するように行う。

$$\text{調査標本の果実数} = \text{樹冠} \frac{1}{2} \text{ 果実数} \times 2$$

$$\text{調査標本の調整果実数} = \text{樹冠} \frac{1}{2} \text{ 調整果実数} \times 2$$

(ウ) 着果小枝調査

- ① 着果小枝とは、垂主枝及び次垂主枝等から伸長している着果 5 粒以上の側枝をいう。
ただし、着果 5 粒以上の側枝をもつて、着果小枝とすることが困難な調査標本については、着果 4 粒又は 3 粒以上の側枝をもつて着果小枝としても差し支えない。
- ② 調査標本の主枝ごとに、着果小枝の本数を実測調査する。
- ③ 調査標本の主枝ごとに、主枝の先端、基部及び先端と基部中間から等間隔に 2 本、合計 4 本の着果小枝を抽出し、それぞれの果実数及び調整果実数を実測調査する。この場合、主枝の先端の標本着果小枝の上下に 4 粒以下の着果枝があるときは、その果実数及び調整果実数も実測調査し、先端の標本果実数に加える。また、主枝の中間及び基部の標本着果小枝の下方向に 4 粒以下の着果枝があるときは、その果実数及び調整果実数も実測調査し、中間及び基部の標本果実数及び調整果実数に加える。
- ④ 調査標本の果実数及び調整果実数は、次により算出する。

〔圖解例〕

数字は果実数……総果実数181粒（推定総果実数184粒＝16本× $\frac{46}{4}$ 粒）

○印は着果中枝……16本（着果小枝の果実数96粒）

(□)印の数字は標本着果小枝の果実数
(○)印の数字は標本着果小枝の調整果実数

… 4 本

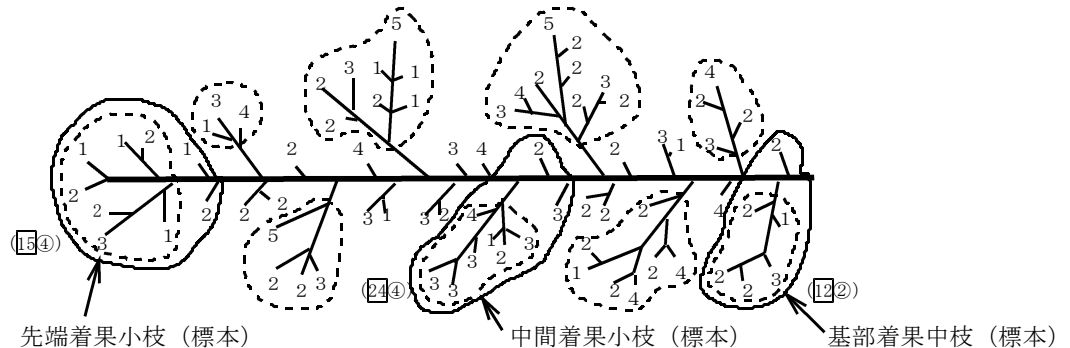
(標本着果小枝の果実数46粒)
(標本着果小枝の調整果実数8粒)

(工) 着果中枝調査

$$\text{調査標本の果実数} = \text{着果中枝の本数} \times \frac{\text{標本着果中枝の合計果実数}}{3 \text{ (本)} \times \text{主枝本数}}$$

$$\text{調査標本の調整果実数} = \text{着果中枝の本数} \times \frac{\text{標本着果中枝の合計調整果実数}}{3 \text{ (本)} \times \text{主枝本数}}$$

〔図解例〕



数字は果実数……総果実数181粒 (推定総果実数153粒 = $9 \text{ 本} \times \frac{51 \text{ 粒}}{3 \text{ 本}}$)

(推定総調整果実数30粒 = $9 \text{ 本} \times \frac{10 \text{ 粒}}{3 \text{ 本}}$)

○印は着果中枝……9本 (着果中枝の果実数131粒)

○印は標本着果中枝とその果実数及び調整果実数を実測する範囲

(□)印の数字は標本着果中枝の果実数 } …… 3本 { (標本着果中枝の果実数51粒)
(○)印の数字は標本着果中枝の調整果実数 } (標本着果中枝の調整果実数10粒)

イ ぶどうの実測調査方法

この実測調査は、調査標本ごとの果房数及び調整果房数を果房の大きさL級以上、M級及びS級以下の3階層区分別 (以下「LMS級別」という。) に実測調査する。ただし、調査樹園地の果房の大きさが均一である場合は果房数及び調整果房数の実測調査をLMS級別に行う必要はない。1果房のLMSの重量基準は、品種ごとに異なるので注意するものとする。また、LMS級別の果房数及び調整果房数の実測調査に当たっては、調査実施の前にLMS級別の果房の大きさについて検見眼の統一を図るものとする。

ウ なしの実測調査方法

この実測調査は、次の着果全数調査及び調査標本4分の1調査のいずれかにより行う。

(ア) 着果全数調査

調査標本の全体について果実数及び調整果実数を数えることによる実測調査

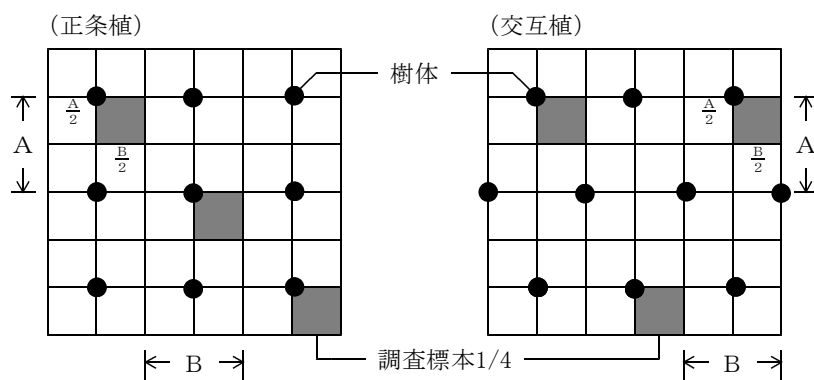
(イ) 調査標本4分の1調査

標本樹樹冠容積の4分の1について果実数及び調整果実数の実測調査を行い、次の算式により調査標本の果実数及び調整果実数を算出する。

$$\text{調査標本の果実数} = \text{樹冠} \frac{1}{4} \text{の果実数} \times 4$$

$$\text{調査標本の調整果実数} = \text{樹冠} \frac{1}{4} \text{の調整果実数} \times 4$$

調査標本の樹冠容積の4分の1の調査位置は、下図に示すとおり調査標本ごとに同一方向とし、この調査標本の樹冠容積の4分の1の区画に調査標本以外の樹体の枝があり、その枝に果実がある場合は、その果実も調査標本の樹冠容積の4分の1の果実数又は調整果実数に含めるものとする。なお、若齢樹、仕立方法及び被害状況等により調査標本の主枝ごとの着果状況が均等でない場合の調査標本の樹冠容積の4分の1の調査位置は、調査標本の抽出順位ごとに一定方向に順次移動する方法（例 時計の針の移動と同方向）により定める。



エ おうとう及びうめの実測調査方法

この実測調査は、着果群調査により行う。

着果群調査

- (ア) 着果群とは、亜主枝及び次亜主枝を主軸とした着果の群をいう。この着果群の大きさ（着果数）は、樹齢、肥培管理状況及び被害状況等により異なるので、その状況に応じて一定の着果群の大きさ（標準）を決定し、この群数の調査を行う。着果群の大きさは、おうとう及びうめの1類にあつては約200粒、うめの2類にあつては約50粒の着果数を標準とする。
- (イ) 着果群の果実数及び調整果実数について検見調査を行つた後着果群の中から着果中庸な着果群を4分の1抽出し実測調査する。
- (ウ) 調査標本の果実数及び調整果実数は次により算出する。

$$\text{調査標本の果実数} = \text{着果群数} \times \frac{1}{4} \text{の着果群の果実数} \times 4$$

$$\text{調査標本の調整果実数} = \text{着果群数} \times \frac{1}{4} \text{の着果群の調整果実数} \times 4$$

オ くりの実測調査方法

この実測調査は、着きゆう数調査によることを原則とするが、樹高が高く樹冠容積が著しく大きいこと等により、着きゆう数調査によることが技術的に困難な場合には、落きゆう数及び落きゆう調整きゆう数調査、着きゆう数調査と落きゆう数及び落きゆう調整きゆう数調査との併用調査並びに集積か所別調査のいずれかにより行う。

この場合、調査方法の選択に当たっては、その地域の栽培状況、収穫方法及び樹園地の状況等を考慮して最も適した方法により行う。ただし、暴風雨等により樹体の倒伏、主枝の折れ曲り等により着果調整きゆうが生じた場合にあつては着果調整きゆうのみについて樹体別着きゆう数調査に準じて実測調査を行う。

(ア) 着きゆう数調査

この調査は（２）のアの（ア）及び（イ）の実測調査方法に準じて行う。

(イ) 落きゆう数及び落きゆう調整きゆう数調査

この調査は、調査標本の樹冠面積に落きゆうしたきゆう（空いがを含む。以下同じ。）及び落きゆう調整きゆうのすべてについて実測調査する。

この樹冠面積とは、調査標本の樹冠の投影面と調査標本以外の樹冠の投影面とが交錯している場合は、それぞれの樹冠の交錯密度の程度等を考慮して定めた境界線、調査標本の樹冠の投影面と調査標本以外の樹冠の投影面とが交錯していない場合は、その中間線により区画された範囲をいう。

なお、調査標本の落きゆう分布が均一であると認められるときは、その樹冠面積の４分の１について落きゆう数及び落きゆう調整きゆう数を実測調査し、次の算式により算出されたきゆう数を当該調査標本のきゆう数及び落きゆう調整きゆう数としても差し支えない。

調査標本のきゆう数＝樹冠面積の４分の１の落きゆう数×４

調査標本の落きゆう調整きゆう数＝樹冠面積の４分の１の落きゆう調整きゆう数×４

(ウ) 着きゆう数調査と落きゆう数及び落きゆう調整きゆう数調査との併用調査

この調査は、（ア）及び（イ）の方法を併用して行う。

〔例〕 樹冠容積２分の１の着きゆう数調査と樹冠面積４分の１の落きゆう数及び落きゆう調整きゆう数調査を併用して調査した場合の調査標本のきゆう数の算出方法

$$\begin{aligned} \text{調査標本のきゆう数} &= \left(\begin{array}{l} \text{実測調査標本樹冠} \\ \text{容積 2 分の 1 のき} \times 2 \\ \text{ゆう数の合計} \end{array} \right) + \left(\begin{array}{l} \text{実測調査標本樹冠} \\ \text{面積 4 分の 1 の落} \times 4 \\ \text{きゆう数の合計} \end{array} \right) \\ \text{調査標本の落きゆう} &= \text{実測調査標本樹冠面積 4 分の 1 の落きゆう調整きゆう数} \times 4 \\ \text{調整きゆう数} & \end{aligned}$$

(エ) 集積か所別調査

この調査は、調査集積か所の集積空いが数のすべてについて実測調査を行う。ただし、その集積空いが数が著しく多い場合にあっては集積空いが数を検見により均等に２等分し、その２分の１について空いが数を実測し、当該空いが数に２を乗じて得た数を調査集積か所の集積空いが数とする。

なお、この場合にあっては、調整きゆうはないものとする。

カ キウイフルーツの実測調査方法

この実測調査は、調査標本ごとの果実数及び調整果実数を実測調査する。

2 着果数調査による方法

この調査は、主として袋掛栽培のもの（くりを除く。）について樹園地ごとの果実数を次の検見調査及び実測調査並びに果実数歩合調査及び調整果実数歩合調査により行う。

(１) 検見調査は第３の１の（１）の方法に準じて着果数の調査を行う。

(２) 実測調査は第３の１の（２）の方法に準じて着果数の調査を行う。

(３) 果実数歩合調査及び調整果実数歩合調査

ア 調査標本は、検見調査の調査標本数が４本（区画）以下の場合はその調査標本の中から着果状況（被害状況）中庸のものを１本（区画）、５本（区画）から８本（区画）の場合は２本（区画）、９本（区画）以上の場合は３本（区画）を（２）の実測調査標本の中から任意に抽出して調査標本とする。この場合、調査標本については着果しているすべての果実について第１節に規定する損害評価において収穫量とする果実であるか否かを判定しつつ果実数及び調整果実数を調査するものとするが、袋掛栽培のものにあつては、

調査標本1本について40袋（びわの房袋（通常1袋中に3果を標準として袋掛けしているもの）掛けのものにあつては15房袋以上）を任意抽出して、同様に果実数及び調整果実数を調査する。

また、ぶどうについて検見調査をLMS級別に行つた場合は、その級別ごとに行う。

イ 調査標本の果実数歩合及び調整果実数歩合の算定

調査標本の収穫量とする果実の果実数歩合及び調整果実数歩合は、次により算定する。

$$\begin{aligned} \text{調査標本の果実数歩合} &= \frac{\text{調査標本の果実数（又は40袋中の果実数（若しくは15袋中の果実数））の合計}}{\text{調査標本の着果数（又は調査標本×40（若しくは45））の合計}} \\ \text{調査標本の調整果実数歩合} &= \frac{\text{調査標本の調整果実数（又は40袋中の調整果実数（若しくは15袋中の調整果実数））の合計}}{\text{調査標本の着果数（又は調査標本×40（若しくは45））の合計}} \end{aligned}$$

第4 果実重の調査方法

- 1 果実重の調査は、収穫共済の共済目的の種類等ごと（品種により果実重が異なるときは品種ごと）、調査樹園地ごとに収穫適期に（1）から（5）までの方法を標準として果実（くりにあつてはきゆう）を抽出し、果実をもぎとり秤量し、又はノギスにより果実の横径及び縦径を測定し、別表5「果実の横径、縦径又はきゆうの重量による果実重推定尺度」を適用して果実重を推定し、平均果実重を算出する。

ただし、（4）のおうとう及びうめにあつては、抽出粒を秤量の上100粒当たり果実重を算出する。なお、収穫適期以前に果実を秤量（くりにあつてはきゆうの果実重を秤量）した場合又は収穫適期以前にノギスにより果実を測定（くりにあつてはきゆうを秤量）して平均果実重を算出した場合にあつては、別表6「果実重肥大推定指数による平均果実重の修正方法」により一律に修正することを原則とする。

- （1）うんしゆうみかん、なつみかん、いよかん、指定かんきつ、りんご、なし、もも、かき、すもも及びキウイフルーツ

調査樹園地内の果実で大きさが中庸とみられるものを20粒以上抽出する。

- （2）ぶどう

ア 調査標本の果房数調査をLMS級別を実施した場合

調査樹園地の果房の大きさを検見し、果房の大きさL級以上、M級及びS級以下のそれぞれについて大きさが中庸とみられるものを各5房以上（合計15房以上）抽出する。

イ 調査標本の果房数調査をLMS級別を実施しない場合

調査樹園地の果房の大きさを検見し、果房の大きさが中庸とみられるものを15房以上抽出する。

- （3）くり

調査樹園地内の着きゆうしているものの中から大きさが中庸とみられるもの、又は調査直前に落下したもの（空いがを除く。）の中から大きさが中庸とみられるものを20きゆう以上抽出する。

なお、別表5「果実の横径、縦径又はきゆうの重量による果実重推定尺度」を適用して1きゆう当たりの果実重を推定する際、病虫害等による被害果があるときには、実測により健全粒のみを秤量し、抽出したきゆう数で除して調査樹園地の1きゆう当たり平均果実重を算出する。

- （4）おうとう及びうめ

調査樹園地の樹体別の果実の大きさを検見し、果実の大きさが中庸とみられる樹体を2本抽出し、その2本の樹体から果実の大きさが中庸とみられる枝をそれぞれ1本抽出し、その枝の果実を連続してそれぞれ50粒以上（合計100粒以上）抽出する。

(5) びわ

調査樹園地内の果実で大きさが中庸と見られるものを20粒以上抽出する。

2 果実重調査における留意事項

(1) 1の(1)から(5)までにおいて行う果実の大きさ中庸の樹体、枝及び果実(又は果房)の選定においては、中庸の見方に片寄りのないよう検見眼を統一したうえ、調査を実施する。

(2) 平均果実重の修正は、別表6「果実重肥大推定指数による平均果実重の修正方法」により一律に修正することを原則としているが、地域の実態、肥培管理の状況等からみて、これにより難しい場合であつて、かつ、次の方法により組合員等ごとの平均果実重が出荷量から把握できる場合は、これにより組合員等ごとの平均果実重を求めることとして差し支えない。

ア 出荷量の調査は組合員等ごと、収穫共済の共済目的の種類等ごと、品種により果実重が異なるときは品種ごと及び階級ごと(例えば、LLL、LL、L、M、S、SS、SSSの別)に行う。

イ 階級別出荷量及び総出荷量は、重量(kg)で表わすこととする。ただし、出荷量が多く箱数で表わす方が簡便であるときは、箱数を用いても差し支えない。

(ア) うんしゅうみかん、なつみかん、いよかん、指定かんきつ、りんご、ぶどう、なし、もも、びわ、かき、すもも及びキウイフルーツ

① 出荷重量による算出方法

$$\text{組合員等の平均果実重} = \frac{\Sigma (\text{階級別出荷量 (kg又は箱)} \times \text{階級別果実重中央値 (g)})}{\text{総出荷量 (kg又は箱)}}$$

② 階級別出荷量比率による算出方法

$$\text{組合員等の平均果実重} = \frac{\Sigma (\text{階級別出荷量100分比 (\%)} \times \text{階級別果実重中央値 (g)})}{100 (\%)}$$

③ 出荷ケース(箱)内の果実数が明らかな場合

$$\text{組合員等の平均果実重} = \frac{\text{総出荷量 (kg)}}{\Sigma (\text{階級別出荷箱数} \times \text{階級別出荷箱の1箱当たり果実数})}$$

(イ) くり

① 出荷重量による算出方法

$$\text{組合員等の平均果実重} = \frac{\Sigma (\text{階級別出荷量 (kg又は箱)} \times \text{階級別1粒重中央値 (g)} \times \text{1きゅう当たりの平均粒数})}{\text{総出荷量 (kg又は箱)}}$$

② 階級別出荷量比率による算出方法

$$\text{組合員等の平均果実重} = \frac{\Sigma (\text{階級別出荷量100分比 (\%)} \times \text{階級別1粒重中央値 (g)} \times \text{1きゅう当たりの平均粒数})}{100 (\%)}$$

第5 見込収穫量の取りまとめ方法

第3及び第4の調査結果に基づき、抜取調査対象樹園地ごとの見込収穫量を次の方法により算定する。

1 うんしゅうみかん、なつみかん、いよかん、指定かんきつ、りんご、ぶどう(果実数調査をLMS級別に実施した場合を除く。)、なし、もも、おうとう、びわ、かき、うめ、すもも及びキウイフルーツ

抜取調査対象樹園地
= (調査標本平均見込収穫果実数 × 着果樹体(区画)数) × 平均果実重
の見込収穫量

調査標本平均見込収穫果実数は、次により算定する。

(1) 果実数調査による場合

$$\text{調査標本平均見込収穫果実数} = \left(\frac{\text{調査標本} - \text{調査標本平均}}{\text{平均果実数} - \text{調整果実数}} \right) + \left(\frac{\text{調査標本平均}}{\text{調整果実数}} \times \text{調整係数} \right)$$

$$\text{調査標本平均果実数} = \frac{\text{検見調査の調査標本平均果実数}}{\text{標本平均果実数}} \times \frac{\text{実測調査果実数の合計}}{\text{実測調査の調査標本の検見調査果実数の合計}}$$

$$\text{調査標本平均調整果実数} = \frac{\text{検見調査の調査標本平均調整果実数}}{\text{平均調整果実数}} \times \frac{\text{実測調査調整果実数の合計}}{\text{実測調査の調査標本の検見調査調整果実数の合計}}$$

(2) 着果数調査による場合

$$\text{調査標本平均見込収穫果実数} = \left(\frac{\text{調査標本平均} \times \text{調査標本平均} \times \text{着果数}}{\text{着果数} - \text{歩合}} \right) - \left(\frac{\text{調査標本平均} \times \text{調査標本平均} \times \text{調整果実数}}{\text{着果数} - \text{実数歩合}} \right) + \left\{ \left(\frac{\text{調査標本平均} \times \text{調査標本平均} \times \text{調整果実数}}{\text{着果数} - \text{実数歩合}} \right) \times \text{調整係数} \right\}$$

$$\text{調査標本平均着果数} = \frac{\text{検見調査の調査標本平均着果数}}{\text{標本平均着果数}} \times \frac{\text{実測調査着果数の合計}}{\text{実測調査の調査標本の検見調査着果数の合計}}$$

2 ぶどう（果実数調査をLMS級別を実施した場合）

$$\text{採取調査対象樹園地の見込収穫量} = \sum \left\{ \left(\frac{\text{LMS級別の調査標本平均見込収穫果房数}}{\text{平均見込収穫果房数}} \times \text{着果区画数} \right) \times \frac{\text{LMS級別}}{\text{平均果房数}} \right\}$$

$$\text{LMS級別の調査標本平均見込収穫果房数} = \left(\frac{\text{LMS級別の調査標本平均果房数} - \text{LMS級別の調査標本平均調整果房数}}{\text{標本平均果房数} - \text{標本平均調整果房数}} \right) + \left(\frac{\text{LMS級別の調査標本平均調整果房数}}{\text{本平均調整果房数}} \times \text{調整係数} \right)$$

LMS級別の調査標本平均果房数は、次により算定する。

(1) 果実数調査の場合

$$\text{LMS級別の調査標本平均果房数} = \left(\frac{\text{検見調査の調査標本平均果房数}}{\text{標本平均果房数}} \times \frac{\text{実測調査果房数の合計}}{\text{実測調査の調査標本の検見調査果房数の合計}} \right) \times \text{LMS級別果房数配分率}$$

$$\text{LMS級別の調査標本平均調整果房数} = \left(\frac{\text{検見調査の調査標本平均調整果房数}}{\text{本平均調整果房数}} \times \frac{\text{実測調査調整果房数の合計}}{\text{実測調査の調査標本の検見調査調整果房数の合計}} \right) \times \text{LMS級別調整果房数配分率}$$

$$\text{LMS級別果房数配分率} = \frac{\text{果房数実測調査のLMS級別の果房数の合計}}{\text{果房数実測調査の果房数の総合計}}$$

$$\text{LMS級別調整果房数配分率} = \frac{\text{果房数実測調査のLMS級別の調整果房数の合計}}{\text{果房数実測調査の調整果房数の総合計}}$$

(2) 着果数調査による場合

$$\text{LMS級別の調査標本平均果房数} = \left\{ \left(\frac{\text{検見調査の調査標本平均着果数}}{\text{標本平均着果数}} \times \frac{\text{実測調査着果数の合計}}{\text{実測調査の調査標本の検見調査着果数の合計}} \right) \times \text{LMS級別} \right\} \times \frac{\text{調査標本の着果数}}{\text{果房数歩合}}$$

$$\text{LMS 級別の調査標本平均調整果房数} = \left\{ \left(\frac{\text{検見調査の調査標本平均着果数}}{\text{実測調査の調査標本の検見調査着果数の合計}} \times \frac{\text{実測調査着果数の合計}}{\text{実測調査の調査標本の着果数配分率}} \right) \times \text{LMS 級別} \right\} \times \text{調査標本の調整果房数歩合}$$

$$\text{LMS 級別着果数配分率} = \frac{\text{着果数実測調査の LMS 級別の着果数の合計}}{\text{着果数実測調査の着果数の総合計}}$$

3 くり

採取調査対象樹園地見込収穫量 = $\frac{\text{採取調査対象樹園地見込収穫きゆう数 (又は集積か所空いが数)}}{\text{採取調査対象樹園地の集積か所空いが数}} \times 1 \text{ きゆう 当たり平均果実重}$

採取調査対象樹園地の見込収穫きゆう数又は集積か所空いが数は、次により算定する。

(1) 着きゆう数調査により行つた場合

$$\begin{aligned} \text{採取調査対象樹園地見込収穫きゆう数} &= \left(\frac{\text{調整きゆうのない調査標本平均着きゆう数}}{\text{調整きゆうのない調査標本の検見調査着きゆう数の合計}} \times \frac{\text{調整きゆうのない調査標本の着きゆう樹体数}}{\text{調整きゆうのない調査標本の着きゆう樹体数}} \right) + \left\{ \left(\frac{\text{調整きゆうのある調査標本平均着きゆう数}}{\text{調整きゆうのある調査標本の検見調査着きゆう数の合計}} \times \frac{\text{調整きゆうのある調査標本の着きゆう樹体数}}{\text{調整きゆうのある調査標本の着きゆう樹体数}} \right) \times \text{調整係数} \right\} \times \text{調整きゆうのある調査標本の着きゆう樹体数} \end{aligned}$$

$$\text{調整きゆうのない調査標本平均着きゆう数} = \frac{\text{検見調査の調整きゆうのない調査標本の平均着きゆう数}}{\text{調整きゆうのない調査標本の検見調査着きゆう数の合計}} \times \frac{\text{調整きゆうのない調査標本の着きゆう樹体数}}{\text{調整きゆうのない調査標本の着きゆう樹体数}}$$

$$\text{調整きゆうのある調査標本平均着きゆう数} = \frac{\text{検見調査の調整きゆうのある調査標本の平均着きゆう数}}{\text{調整きゆうのある調査標本の検見調査着きゆう数の合計}} \times \frac{\text{調整きゆうのある調査標本の着きゆう樹体数}}{\text{調整きゆうのある調査標本の着きゆう樹体数}}$$

$$\text{調整きゆうのある調査標本平均調整きゆう数} = \frac{\text{検見調査の調整きゆうのある調査標本の平均調整きゆう数}}{\text{調整きゆうのある調査標本の検見調査着きゆう調整きゆう数の合計}} \times \frac{\text{調整きゆうのある調査標本の平均調整きゆう数}}{\text{調整きゆうのある調査標本の平均調整きゆう数}}$$

(2) 着きゆう数調査と落きゆう数及び落きゆう調整きゆう数調査との併用調査の場合

$$\begin{aligned} \text{採取調査対象樹園地見込収穫きゆう数} &= \left(\frac{\text{調整きゆうのない調査標本の平均着きゆう数}}{\text{調整きゆうのない調査標本の検見調査着きゆう数の合計}} \times \frac{\text{調整きゆうのない調査標本の着きゆう樹体数}}{\text{調整きゆうのない調査標本の着きゆう樹体数}} \right) + \left\{ \left(\frac{\text{調整きゆうのある調査標本の平均着きゆう数}}{\text{調整きゆうのある調査標本の検見調査着きゆう数の合計}} \times \frac{\text{調整きゆうのある調査標本の着きゆう樹体数}}{\text{調整きゆうのある調査標本の着きゆう樹体数}} \right) \times \text{調整係数} \right\} \times \text{調整きゆうのある調査標本の着きゆう樹体数} \\ &+ \left\{ \left(\frac{\text{調整きゆうのない調査標本の平均落きゆう数}}{\text{調整きゆうのない調査標本の検見調査落きゆう数の合計}} \times \frac{\text{調整きゆうのない調査標本の落きゆう樹体数}}{\text{調整きゆうのない調査標本の落きゆう樹体数}} \right) \times \text{調整係数} \right\} \times \text{調整きゆうのない調査標本の落きゆう樹体数} \\ &+ \left\{ \left(\frac{\text{調整きゆうのある調査標本の平均落きゆう数}}{\text{調整きゆうのある調査標本の検見調査落きゆう数の合計}} \times \frac{\text{調整きゆうのある調査標本の落きゆう樹体数}}{\text{調整きゆうのある調査標本の落きゆう樹体数}} \right) \times \text{調整係数} \right\} \times \text{調整きゆうのある調査標本の落きゆう樹体数} \end{aligned}$$

なお、調整きゆうのない調査標本の平均着きゆう数、調整きゆうのある調査標本の平均着きゆう数及び平均落きゆう調整きゆう数、調整きゆうのない調査標本の平均落きゆう数、調整きゆうのある調査標本の平均落きゆう数及び平均落きゆう調整きゆう数の算定は、(1)の方法に準じて検見調査の結果を実測調査の結果により修正して算出する。

(3) 集積か所別調査により行つた場合

集積か所空いが数を検見により 2 等分してその 2 分の 1 について実測した場合

$$\text{集積か所空いが数} = \frac{\text{検見により 2 等分した集積か所数}}{\text{集積か所数}} \times \left[\frac{\text{検見により 2 等分した集積か所の実測空いが数}}{\text{実測調査集積か所数}} \times 2 \right]$$

第6 組合等別の見込収穫量修正率の算定

- 1 連合会は、組合等から抜取調査対象樹園地に係る当該組合員等の組合等当初評価高の見込収穫量、分割減収量、決定実収量、組合等当初評価高の算出に用いられた組合等評価地区別の抜取調査対象樹園地の見込収穫量修正率及びその組合等の平均値、その他必要事項を提出させる。

- 2 組合等別の見込収穫量修正率の算定は、次により行う。

(1) 組合等別の見込収穫量修正率は、次により算定する。

$$\text{組合等別の見込} \\ \text{収穫量修正率} = \frac{\text{抜取調査対象樹園地の見込収穫量の合計}}{\text{抜取調査対象樹園地に係る組合等当初評価高の見込収穫量の合計}} \times 100$$

なお、この算定を行う場合、必要に応じ地域等階層ごとに見込収穫量修正率を作成し、地域等階層ごとにこれを定めても差し支えない。

- (2) 損害評価要綱第3章第3節第1の1の(1)のイの(ア)の㊦により見回り調査を行つた場合で、その見回り調査結果により組合等別の見込収穫量修正率を修正する必要がある場合は、見回り調査結果に基づき組合等別の調整率を定め、次により組合等別の見込収穫量修正率を算出する。

ただし、組合等別被害樹園地の調整率を定めるに当たっては、組合等別の3割を超える損害があつた調査樹園地の引受面積を重みとする組合等別被害樹園地の調整率の加重平均値は100%を下回つてはならない。

なお、評価区域を定めて連合会抜取調査を行つた場合は、評価区域ごとに組合等別調査樹園地の調整率の加重平均値を算出するが、その加重平均値は100%を下回つてはならない。

$$\text{組合等別の見込収穫量修正率} = (1) \text{の組合等別の見込収穫量修正率} \times \text{組合等別の調整率}$$

第3節 半相殺特定危険方式及び樹園地特定危険方式の現地調査

第1 抜取調査対象樹園地数及び抜取調査対象樹園地の調査標本数とその抽出方法

- 1 発芽（開花）期から摘果終了時（その地方において通常の肥培管理が行われるとすれば通常の収穫量を期待し得るいわゆる仕上げ摘果に係る摘果期間の終了する時をいう。摘果を常態としない果樹にあつては、開花後着果の状況が明確になる時期をいう。以下同じ。）前

- (1) 組合等の区域内における発芽（開花）後第1回目の災害の場合

抜取調査対象樹園地の数及び抜取調査対象樹園地の調査標本数とその抽出方法は、第2節第1及び同第2（同第2の2の(3)の集積か所別調査を除く。）に準ずる。

- (2) 組合等の区域内における発芽（開花）以後第2回目の災害の場合

ア (1)の方法により抜取調査対象樹園地及び調査標本を抽出する。

ただし、組合等の区域内における第2回目の災害発生地域と組合等の区域内における第1回目の災害発生地域のうち災害の重複している地域内に災害の重複している樹園地がある場合は、これを除外して抜取調査対象樹園地を設定する。

イ アにより除外された組合等の区域内における第1回目の抜取調査対象樹園地は、組合等の区域内における第2回目の抜取調査対象樹園地に加える。

(3) 組合等の区域内における第3回目以降の抜取調査対象樹園地は、(2)の方法に準じて抽出する。

2 摘果終了時から収穫期

(1) 組合等の区域内における摘果終了時以後第1回目の共済事故の場合

1の(1)の方法により抜取調査対象樹園地及び調査標本を抽出する。なお、調査標本については番号札を付するか、又は植栽図に番号を記録する等の方法により識別する。識別した調査標本が10本(間隔又は区画)以下の場合には、そのうちから被害状況中庸のものを2本(間隔又は区画)、11本(間隔又は区画)から15本(間隔又は区画)の場合には3本(間隔又は区画)、16本(間隔又は区画)以上の場合には4本(間隔又は区画)を標準として任意抽出し、これを第2の3の(1)の落果被害果数歩合調査及び落果調整果数歩合調査並びに同3の(2)の着果被害果数歩合調査及び着果調整果数歩合調査に係る抜取調査対象樹園地の調査標本とする。

(2) 組合等の区域内における摘果終了時以後第2回目の共済事故の場合

ア (1)の方法により抜取調査対象樹園地及び調査標本を抽出する。

ただし、組合等の区域内における第2回目の共済事故発生地域と組合等の区域内における第1回目の共済事故発生地域のうち共済事故の重複している地域内に共済事故の重複している樹園地がある場合は、これを除外して抜取調査対象樹園地を設定する。

イ アにより除外された組合等の区域内における第1回目の抜取調査対象樹園地は、組合等の区域内における第2回目の抜取調査対象樹園地に加える。

(3) 組合等の区域内における第3回目以降の抜取調査対象樹園地は、(2)の方法に準じて抽出する。

第2 現地調査方法

連合会が行う現地調査は、調査時期を発芽(開花)期から摘果終了時前、摘果終了時及び摘果終了時後から収穫期に区分し、各区分ごとに次の方法により行う。

1 発芽(開花)期から摘果終了時前

発芽(開花)期から摘果終了時前までの現地調査は損傷歩合調査とし、全ての災害の発生の都度、第1の1に規定する調査標本について、被害の状況が明確になる時期に次により行う。

ただし、地域の災害の発生状況からみて、被害の状況等が均一である場合、又は、被害の状況等が近似しているグループ別に階層区分を行うことができる場合には、当該地域ごと又は当該階層区分ごとに3樹園地を標準として標準樹園地を設定し、当該標準樹園地について損傷歩合調査を行っても差し支えないものとする。

調査標本ごとに、垂主枝、次垂主枝等を単位とした被害の状況が中庸な部位(以下「調査部位」という。)を抽出し、当該調査部位の全花(果)そう数(着花(果)そう数と落花(果)そう数の合計値をいう。以下同じ。)又は全花(果・房)数(着花(果・房)数と落花(果・房)数の合計値をいう。以下同じ。)及び損傷花(果)そう数又は損傷花(果・房)数(以下「損傷花数等」という。)を実測の方法により調査し、次の算式により損傷歩合を算出する。

なお、損傷花数等の調査に当たっては、必要に応じ、都道府県、地方農政局統計部等(損害評価要綱第1章第9節第1の1の地方農政局統計部等をいう。以下同じ。)の指導を受けるものとする。

$$\text{損傷歩合} = \frac{\text{調査標本平均損傷花数等}}{\text{調査標本平均全花(果)そう数(又は全花(果・房)数)}} \times 100$$

「減収推定尺度」が定められている収穫共済の共済目的の種類及び災害の種類の場合にあつては、上記の式により算出した損傷歩合を別表 7 の「減収推定尺度」に適用して災害の種類別に減収歩合を見積るものとし、その他の場合にあつては付録「特定共済損害評価基準モデル園地設定事業」によりモデル園地を設定し、当該モデル園地において当該災害に係る減収歩合を算定するものとする。

ただし、被害の態様等からみて、「減収推定尺度」を一律に適用することが著しく適正を欠くこととなるときは、行政機関、研究機関等の意見を聴いてこれを補正して適用しても差し支えない。

2 摘果終了時

摘果終了時に行う現地調査は、着果数調査及び適正着果数調査とし、次の方法により行う。

(1) 着果数調査

摘果終了時に、第 1 の 1 に規定する調査標本について、第 2 節第 3 の 1 及び 2 の調査方法に準じて着果数の調査を行う。

(2) 適正着果数調査

ア 連合会は、組合等が損害評価要綱第 2 章第 1 の 2 の (1) のアの (エ) の無被害樹園地の着果状況等を調査し着果数を調整した場合においては、(1) の着果数調査終了後、抜取調査対象樹園地の周辺の無被害樹園地のうちから抜取調査対象樹園地と品種、栽培方法が同一であり、かつ、樹齢、園地条件、肥培管理状況等が類似する樹園地を抽出し、当該樹園地の着果樹体のうちから着果数調査において抽出した調査標本に類似する着果樹体を抽出し、当該着果樹体について第 2 節第 3 の 1 及び 2 の調査方法に準じて着果数の調査を行う。

イ 連合会は、組合等が損害評価要綱第 2 章第 1 の 2 の (1) のアの (オ) の指導着果数により着果数を調整した場合においては、指導着果数が連合会の指導に従い適切に決められているか否かについて確認する。

3 摘果終了時後から収穫期

摘果終了時後から収穫期に行う現地調査は、共済事故の発生の都度行う落果数調査、落果被害果数歩合調査及び落果調整果数歩合調査又は落果集積か所別調査並びに収穫期に行う着果数調査、着果被害果数歩合調査及び着果調整果数歩合調査とし、次の方法により行う。

(1) 落果数調査、落果被害果数歩合調査及び落果調整果数歩合調査又は落果集積か所別調査

ア 落果数調査

落果数調査は、摘果終了時後から収穫期までの間に発生した共済事故の発生の都度、第 1 の 2 に規定する調査標本の樹冠面積（ぶどう及びキウイフルーツにあつては、標本区画の投影面積をいう。以下同じ。）内に落下したすべての果実の数を調査する。

ただし、樹冠面積内の落果分布が均一であると認められる時は、その樹冠面積の 2 分の 1 又は 4 分の 1 について落果数を実測調査し、当該落果数に 2 又は 4 を乗じて得た果数を当該調査標本の落果数としても差し支えない。

なお、落果分布が混然として調査標本の落果数が的確に把握できない場合は、次の方法により行う。

(ア) 調査標本を含む数樹の落果分布が混然としている場合

数樹の落果数を実測調査し、当該落果数をその樹数で除して得た数を調査標本の落果数とする。

(イ) 樹園地全体の落果分布が混然として調査標本の落果数の判別が困難な場合

樹園地全体の落果数を実測調査することとするが、落果数が著しく多い場合には、これを検見により 3～5 等分し、その 1 について落果数を実測調査して当該落果数にその等分した数を乗じて得た数を樹園地全体の落果数とする。調査標本の落果数は、次により算出する。

$$\text{調査標本の落果数} = \frac{\text{樹園地全体の落果数}}{\text{着果樹体数}}$$

イ 落果被害果数歩合調査

(ア) 摘果終了時後から収穫期までの間に発生した共済事故の発生の都度、第1の2に規定する調査標本の樹冠面積内の落果被害果実（落下している果実のうち共済事故により第1節の損害評価において収穫量とする果実とならない果実をいう。以下同じ。）のすべての数を実測調査する。

(イ) 落果被害果数歩合は、次により算出する。

$$\text{落果被害果数歩合} = \frac{\text{調査標本の落果被害果実数の合計}}{\text{調査標本の落果数の合計}} \times 100$$

ウ 落果調整果数歩合調査

(ア) 摘果終了時後から収穫期までの間に発生した共済事故の発生の都度及び収穫期に第1の2に規定する調査標本について、その樹冠面積内の落果調整果実（落下している果実のうち、共済事故により第1節の調整果実となつた果実をいう。以下同じ。）のすべての数を実測調査する。

(イ) 落果調整果数歩合は、次により算出する。

$$\text{落果調整果数歩合} = \frac{\text{調査標本の落果調整果実数の合計}}{\text{調査標本の落果数の合計}} \times 100$$

エ 落果集積か所別調査

摘果終了時後から収穫期までの間に発生した共済事故の発生の都度行う落果数調査、落果被害果数歩合調査及び落果調整果数歩合調査に代えて、落下果実が樹園地ごとに既に集積されている場合には、樹園地ごと及び細区分等ごとに、集積された落下果実について、落下果実、落果被害果実及び落果調整果実のすべての数を実測調査する。

ただし、樹園地ごとに集積された落果数が著しく多い場合は、これを検見により2～4等分し、その1について落果数、落果被害果実数及び落果調整果実数を実測調査して、当該落果数、落果被害果実数及び落果調整果実数にその等分した数を乗じて得た数を樹園地全体の落果数、落果被害果実数及び落果調整果実数とする。

(2) 着果数調査、着果被害果数歩合調査及び着果調整果数歩合調査

ア 着果数調査

収穫期に第1の2に規定する調査標本について、第2節第3の1及び2の調査方法に準じて着果数の調査を行う。

イ 着果被害果数歩合調査

(ア) 収穫期に第1の2に規定する調査標本について、着果被害果実（着果している果実のうち、共済事故により第1節の損害評価において収穫量とする果実とならない果実をいう。以下同じ。）のすべての数を実測調査する。

(イ) 着果被害果数歩合は、次により算出する。

$$\text{着果被害果数歩合} = \frac{\text{調査標本の着果被害果実数の合計}}{\text{調査標本の着果数の合計}} \times 100$$

ウ 着果調整果数歩合調査

(ア) 収穫期に第1の2に規定する調査標本について、着果調整果実（着果している果実のうち、共済事故により第1節の調整果実となつた果実をいう。以下同じ。）のすべての数を実測調査する。

(イ) 着果調整果数歩合は、次により算出する。

$$\text{着果調整果数歩合} = \frac{\text{調査標本の着果調整果実数の合計}}{\text{調査標本の着果数の合計}} \times 100$$

第3 見込減収量の取りまとめ方法

第1及び第2の調査結果に基づき、抜取調査対象樹園地ごとの見込減収量を次により算定する。

見込減収量＝見込減収果実数×平均果実重

$$\text{見込減収果実数} = \frac{\text{摘果終了時前の落果減収果実数}}{\text{落果減収果実数}} + \frac{\text{摘果終了時後の各回の共済事故による落果減収果実数の合計}}{\text{落果減収果実数}} + \frac{\text{着果減収果実数}}{\text{着果減収果実数}} + \frac{\text{消失減収果実数}}{\text{消失減収果実数}}$$

なお、平均果実重は、損害評価要綱第2章第1の2の(2)の果実重である。

1 摘果終了時前の落果減収果実数の算定

発芽（開花）期から摘果終了時前に、抜取調査対象樹園地ごとの落果減収果実数を次により算定する。

$$\text{落果減収果実数} = \frac{\text{摘果終了時前のすべての災害に係る総落果減収果実数}}{\text{摘果終了時前のすべての災害のうち共済事故に係る落果減収歩合の割合}}$$

$$\text{ア 摘果終了時前のすべての災害に係る総落果減収果実数} = \frac{\text{摘果終了時の総着果数}}{\text{第2の2の(1)の調査標本平均着果数}} \times \left(\frac{\text{第2の2の(2)の調査標本平均着果数}}{\text{第2の2の(1)の調査標本平均着果数}} - 1 \right)$$

なお、組合等が損害評価要綱第2章第1の2の(1)のアの(オ)の基準着果数及び指導着果数により着果数を調整した場合における第2の2の(2)の調査標本平均着果数は、次により算定する。

$$\text{第2の2の(2)の調査標本平均着果数} = \frac{\text{損害評価要綱第2章第1の2の(1)のアの(オ)の基準着果数及び指導着果数}}{\text{着果樹体数}}$$

$$\text{摘果終了時の総着果数} = \frac{\text{第2の2の(1)の着果数調査における調査標本の着果数の合計}}{\text{調査標本数}} \times \text{着果樹体数}$$

ただし、摘果終了時に着果が全くみられなかった場合の「摘果終了時前のすべての災害に係る総落果減収果実数」は、損害評価要綱第2章第1の2の(1)の着果数とするものとする。

なお、摘果終了時前のすべての災害に係る総落果減収果実数がマイナスの数値となるときは、摘果終了時前のすべての災害に係る総落果減収果実数は0とする。

$$\text{イ 摘果終了時前のすべての災害のうち共済事故に係る落果減収歩合の割合} = \frac{\text{摘果終了時前のすべての災害に係る落果減収歩合のうち、共済事故に係るものの合計}}{\text{摘果終了時前のすべての災害に係る落果減収歩合の合計}} \times 100$$

摘果終了時前のすべての災害に係る落果減収歩合は、次により算定する。

① 第1回災害発生の場合

減収歩合を落果減収歩合とする。

② 第2回災害発生の場合

落果減収歩合＝(100－第1回目の災害に係る落果減収歩合)×第2回目の災害に係る減収歩合

③ 第3回以降災害発生の場合

②の方法に準じて算出する。

2 摘果終了時以後から収穫期の各回の共済事故による落果減収果実数の算定

摘果終了時以後から収穫期に、共済事故の発生の都度、抜取調査対象樹園地ごとの落果減収果実数を次により算定する。

落果減収果実数＝落果被害果実数＋落果調整果実数×（１－調整係数）

落果被害果実数＝総落果数×落果被害果数歩合

落果調整果実数＝総落果数×落果調整果数歩合

$$\text{総落果数} = \frac{\text{各回の共済事故ごとの第2の3の(1)のアの落果数調査における調査標本の落果数の合計}}{\text{調査標本数}} \times \text{着果樹体数}$$

ただし、落果集積か所別調査を行つた場合の落果被害果実数及び落果調整果実数は、落果集積か所別調査によるそれぞれの果実数とする。

3 着果減収果実数の算定

収穫期に抜取調査対象樹園地ごとの着果減収果実数を次により算定する。

着果減収果実数＝着果被害果実数＋着果調整果実数×（１－調整係数）

着果被害果実数＝総着果数×着果被害果数歩合

着果調整果実数＝総着果数×着果調整果数歩合

$$\text{総着果数} = \frac{\text{第2の3の(2)のアの着果数調査における調査標本の着果数の合計}}{\text{調査標本数}} \times \text{着果樹体数}$$

4 消失減収果実数の算定

収穫期に、抜取調査対象樹園地ごとの消失減収果実数を次により算定する。

$$\text{消失減収果実数} = \left[\text{着果被害果実数} \times \text{特定共済被害果指数} \right] + \left[\text{着果調整果実数} \times \text{特定共済調整果指数} \right] \times (1 - \text{調整係数})$$

なお、「特定共済調整果指数」及び「特定共済被害果指数」は、付録「特定共済損害評価基準モデル園地設定事業」により算定された数とする。

第4 組合等別の見込減収量修正率の算定

1 連合会は、組合等から抜取調査対象樹園地に係る当該組合員等の組合等当初評価高の見込減収量、分割減収量、決定実減収量、組合等当初評価高の算出に用いられた組合等評価地区別の抜取調査対象樹園地の見込減収量修正率及びその組合等の平均値、その他必要事項を提出させる。

2 組合等別の見込減収量修正率の算定は、次により行う。

(1) 組合等別の見込減収量修正率は、次により算定する。

$$\text{組合等別の見込減収量修正率} = \frac{\text{抜取調査対象樹園地の見込減収量の合計}}{\text{抜取調査対象樹園地に係る組合等当初評価高の見込減収量の合計}} \times 100$$

なお、この算定を行う場合、必要に応じ地域等階層ごとに見込収量修正率を作成し、地域等階層ごとにこれを定めても差し支えない。

(2) 損害評価要綱第3章第3節第1の1の(2)のイの(ア)の㊦により見回り調査を行った場合で、その見回り調査結果により組合等別の見込減収量修正率を調整する必要がある場合は、見回り調査結果に基づき組合等別の調整率を定め、次により組合等別の見込減収量修正率を定める。

ただし、組合等別被害樹園地の調整率を定めるに当たっては、組合等別の2割を超える損害があつた調査樹園地の引受面積を重みとする組合等別の被害樹園地の調整率の加重平均値は100%を上回ってはならない。

なお、評価区域を定めて連合会抜取調査を行った場合は、評価区域ごとに組合等別調査樹園地の調整率の加重平均値を算出するが、その加重平均値は100%を上回ってはならない。

組合等別の見込減収量修正率＝(1)の組合等別の見込減収量修正率×組合等別の調整率

第4節 基準収穫量設定指数適用状況調査

基準収穫量設定指数適用状況調査（損害評価要綱第3章第3節第1の1の(1)のイの(イ)の基準収穫量設定指数適用状況調査をいう。以下同じ。）は、組合等が設定した基準収穫量設定指数（損害評価要綱第2章第1の1の(1)の基準収穫量設定指数表から選択された指数をいう。以下同じ。）が樹園地ごとに適正に決められているか否かについて、次により調査する。

第1 調査対象樹園地

調査対象樹園地は、第2節第1の組合等ごとの連合会抜取調査対象樹園地とする。

ただし、第2のただし書きの規定に基づき、基準収穫量設定指数適用状況調査を連合会抜取調査前に行つた場合であつて、損害評価要綱第3章第3節第1の1の(1)のイの(ウ)の㊦の組合等の減収総合悉皆調査等が終了していない場合の調査対象樹園地は、事故発生通知又は損害通知のあつた組合員等の被害樹園地について第2節第1の1及び2の方法に準じて定めるものとする。

第2 調査の時期

調査は原則として連合会抜取調査に併せて行うものとする。ただし、被害の状況等により必要に応じて連合会抜取調査前に調査を行つても差し支えない。

第3 調査の方法

連合会は、組合等が設定した基準収穫量設定指数表、引受通知書、前年の損害評価実績等の写しを現地に持参する等して、損害評価要綱第2章第1の1の(2)の基準収穫量設定指数の設定に準じて当該樹園地の基準収穫量設定指数の適用状況を調査する。

第4 基準収穫量設定指数の適用状況の検討

第3により連合会が調査した結果、組合等が設定した指数が適切でないと認められるときは、当該組合等に当該組合等のすべての樹園地について損害評価要綱第2章第1の1の(2)の基準収穫量設定指数の見直しを行わせるものとする。

この場合、原則として当該組合等については、重ねて樹園地を抽出して基準収穫量設定指数適用状況調査を行うものとする。

第3章 樹体共済の現地調査

第1 抜取調査の組合等別調査対象組合員等の数とその抽出方法

1 組合等別調査対象組合員等の数

連合会が行う抜取調査の組合等別の調査対象組合員等の数は樹体共済の共済目的の種類ごとに別表8「連合会抜取調査の組合等別調査対象組合員等の数」のとおりとする。

2 抜取調査対象組合員等の抽出方法

抜取調査対象組合員等の抽出は樹体共済の共済目的の種類ごと及び組合等ごとに、次のように抽出する。

- (1) 組合等で悉皆調査の対象となつた樹園地に係る組合員等について、引受共済番号の順位により通し番号を設定する。
- (2) 抜取調査の抽出間隔は、組合等で悉皆調査の対象となつた樹園地に係る組合員等の数を抜取調査対象組合員等の数で除して得た数量とする。

$$\text{抜取調査対象組合員等の抽出間隔} = \frac{\text{組合等で悉皆調査の対象となつた樹園地に係る組合員等の数}}{\text{抜取調査対象組合員等の数}}$$

- (3) 抜取調査対象組合員等は、次のように抽出する。

- ① 第1位の抜取調査対象組合員等の抽出は、抽出スタート区間（通し番号1の組合員等から（2）で定めた抽出間隔の数と同一の組合員等番号まで）から任意抽出して定める。
- ② 第2位の抜取調査対象組合員等の抽出は、①で決定した第1位の抜取調査対象組合員等の通し番号に、抽出間隔数を加えた数の通し番号の組合員等とする。
- ③ 第3位以下の抜取対象組合員等の抽出は、②と同様の方法により順次決定する。

〔例〕 組合等で悉皆調査の対象となつた樹園地に係る組合員等の数 …… 90戸

抜取調査対象組合員等の数 …………… 10戸

抽出間隔（ $\frac{90}{10} = 9$ 戸） …………… 9戸

組合員等抽出スタート区間

調査対象第1										第2									
1	2	3	④	5	6	7	8	9	10	11	12	⑬	14	15	16	17			
第3										第4									
18	19	20	21	⑫	23	24	25	26	27	28	29	30	⑪	32	33	34			
第5				第6		第7		第8		第9									
……	⑩	……	⑨	……	⑧	……	⑦	……	⑥	……	⑤	……	④	……	③	……			

第2 調査樹園地の調査方法

- 1 抜取調査対象組合員等の調査樹園地は、樹体共済の共済目的の種類ごとに被害のあつた全樹園地とする。
- 2 被害樹園地ごとの調査は、損害評価要綱第1章第2節第2の2（樹体共済の共済事故）に規定する樹体の損害について細区分等及び樹齢区分別の果樹ごと及び損害程度別に損害本数を調査する。
- 3 損害程度別は、全損（枯死、流失、滅失、埋没及び災害発生以後果実を収穫することができないと見込まれる損傷）及び分損の別とし、分損については、損害90%以上、90%未満～80%以上、80%未満～70%以上、70%未満～60%以上、60%未満～50%以上の5区分とする。

- 4 分損とは、災害により主枝が折損又は枯死したもので、かつ、これにより、その損傷を受ける直前における樹冠容積（棚栽培の場合は樹冠面積。以下5において同じ。）の2分の1以上が失われたか、又は、その部分について災害発生以後果実を収穫することができないと見込まれる樹体の損傷をいう。

この場合の主枝とは、植物学的な主枝判定でなく、果実を収穫する目的から整枝された栽培学的な主枝をいう。

- 5 分損の損害程度の調査は、災害がなかった場合の樹冠容積（以下「災害なかりせば樹冠容積」という。）に対する主枝の折損又は枯死により災害発生以後果実を収穫することができないと見込まれる樹冠容積（以後「損害樹冠容積」という。）の割合を調査する。

$$\text{樹体別損害割合} = \frac{\text{損害樹冠容積}}{\text{災害なかりせば樹冠容積}} \times 100$$

（分損の調査例）

- （1）主枝2本仕立て、樹冠容積に占める各主枝ごとの勢力は均等の場合の樹体が災害によつて主枝1本が折損又は枯死した場合の損害割合は次のとおりである。

$$\text{樹体損害割合} = \frac{1 \text{ 本}}{2 \text{ 本}} \times 100 = \frac{50\%}{50\% + 50\%} \times 100 = \frac{50\%}{100\%} \times 100 = 50\%$$

- （2）主枝3本仕立て、樹冠容積に占める第1の主枝勢力は55%、第2主枝の勢力25%、第3主枝の勢力20%の場合の樹体が、災害によつて第2及び第3主枝が折損又は枯死した場合の損害割合は次のとおりである。

$$\text{樹体損害割合} = \frac{25\% + 20\%}{55\% + 25\% + 20\%} \times 100 = \frac{45\%}{100\%} \times 100 = 45\%$$

樹体の損害割合は45%であり、50%（2分の1）以上の損害でないので分損があつたと認められない。

- （3）主枝4本仕立て、樹冠容積に占める各主枝ごとの勢力は均等の場合の樹体が、災害によつて主枝3本が折損又は枯死した場合の損害割合は次のとおりである。

$$\text{樹体損害割合} = \frac{3 \text{ 本}}{4 \text{ 本}} \times 100 = \frac{25\% + 25\% + 25\%}{25\% + 25\% + 25\% + 25\%} \times 100 = \frac{75\%}{100\%} \times 100 = 75\%$$

第3 損害の額の取りまとめ方法

- 1 第2の調査結果に基づき、調査対象組員等ごとに、細区分等及び樹齢区分別の果樹ごと並びに損害程度別の樹体本数を集計する。
- 2 1の集計値から調査対象組員等ごとの細区分等及び樹齢区分別の果樹ごとの全損換算本数を、次式により算出する。

この算出における損害程度は、損害程度別の中央値（全損の場合は100%、分損90%以上は95%、90%未満～80%以上は85%、80%未満～70%以上は75%、70%未満60%以上は65%、60%未満50%以上は55%）を用いる。

$$\text{細区分等及び樹齢区分別の果樹の全損換算本数} = \frac{\text{細区分等及び樹齢区分別の果樹ごとの} \sum (\text{損害程度本数} \times \text{損害程度 (中央値)})}{\text{}} \quad \text{}$$

- 3 2の計算値から、調査対象組員等ごとの損害の額を次式により算出する。この場合、分割評価を行つた組員等については、次式により算出された損害の額から分割評価の損害の額を差し引いた額をもつて決定損害額とする。

$$\text{組合員等ごとの損害の額} = \frac{\text{細区分等及び樹齢区分別の果樹ごとの}}{\Sigma} (\text{全損換算本数} \times 1 \text{ 本当たり価額})$$

「細区分等及び樹齢区分別の果樹の 1 本当たり価額」は、果樹共済引受要綱第 4 章第 2 節第 2 により、組合員等ごと、細区分等及び樹齢区分別の果樹ごとに算定された細区分等及び樹齢区分別の果樹ごとの価額を当該細区分等及び樹齢区分別の果樹ごとの引受本数で除して得た額とする。

$$\text{細区分等及び樹齢区分別の果樹の 1 本当たり価額} = \frac{\text{細区分等及び樹齢区分別の果樹の価額}}{\text{細区分等及び樹齢区分別の果樹の引受本数}}$$

第 4 組合等別の損害額修正率の算定

1 連合会は、組合等から連合会抜取調査に係る組合員等の組合等当初評価高の細区分等及び樹齢区分別の果樹並びに損害程度別の樹体本数、細区分等及び樹齢区分別の果樹の全損換算本数、細区分等及び樹齢区分別の果樹の 1 本当たり価額、決定損害額、組合等当初評価高の算出に用いた組合等評価地区別の損害額修正率とその組合等の平均値並びにその他必要事項を提出させる。

2 組合等別の損害額修正率の算出方法

(1) 組合等別の損害額修正率は次により算出する。

$$\text{組合等別の損害額修正率} = \frac{\text{組合等別の連合会抜取調査の損害の額の合計}}{\text{連合会抜取調査に係る組合員等の組合等当初評価高の損害の額の合計}} \times 100$$

(2) 損害評価要綱第 3 章第 3 節第 2 の 2 の (1) のオにより見回り調査を行つた場合で、その見回り調査結果により、組合等別の損害額修正率を調整する必要がある場合は、見回り調査結果に基づき組合等別調整率を定め、次により組合等別の損害額修正率を算定する。

ただし、組合等別調整率を定めるに当たっては、組合等別の 10 万円（共済価額の 10 分の 1 に相当する金額が 10 万円に満たないときは、当該相当する金額）を超える損害があつた全組合員等の引受面積を重みとする組合等別調整率の加重平均値は 100% を上回つてはならない。なお、評価区域を定めて連合会抜取調査を行つた場合は、評価区域ごとに組合等別調整率の加重平均値を算出する。その加重平均値は、100% を上回つてはならない。

$$\text{組合等別の損害額修正率} = (1) \text{ の組合等別の損害額修正率} \times \text{組合等別の調整率}$$

第 4 章 組合等の行う損害評価の指導基準

都道府県及び連合会は、この章に定める事項を基準として組合等を指導する。

第 1 組合等の行う半相殺特定危険方式及び樹園地特定危険方式に係る着果数調査の指導基準

損害評価要綱第 2 章第 1 の 2 の (1) のアに基づき、都道府県及び連合会が指導する組合等の着果数調査の方法並びに都道府県が指導する特定組合の着果数調査の方法は、次の事項を基準として定める。

1 検見調査の方法

(1) 樹園地ごとの検見調査の調査標本数は、樹園地ごとに 5 本（区画）を標準とし、栽培面積、栽培方法等に応じて調査標本数を増加する。

(2) 検見調査の調査標本は、生育、樹齢等の中庸なものから抽出する。ただし、生育、樹齢等に著しい差異がある場合には、当該樹園地を区分し、その区分ごとに検見調査の調査標本を抽出する。

この場合、区分ごとの検見調査の調査標本数は、各区分ごとの着果樹体（区画）数（又は栽培面積）に応

じて比例配分し、区分ごとの生育、樹齢等の中庸なものから抽出する。

(3) 検見調査は、次に定める方法により調査標本の着果数を把握する。

- ① うんしゅうみかん、なつみかん、いよかん、指定かんきつ、りんご、なし、もも、おうとう、びわ、かき、くり、うめ及びすもも

調査標本について、着果主枝、着果中枝、着果群等の部位の着果数を検見し、当該調査標本の着果数（くりについては着きゆう数）を把握する。

- ② ぶどう及びキウイフルーツ

調査標本ごとの着果数を検見し、当該調査標本の着果数を把握する。

(4) (3) の検見調査結果から当該樹園地の 1 本（区画）当たりの平均着果数を推定し、当該樹園地の着果数を把握する。

2 実測調査の方法

(1) 樹園地ごとの実測調査の調査標本数は、10 本（区画）を標準とし、栽培面積、栽培方法等に応じて調査標本数を増加する。

(2) 実測調査の調査標本の抽出、実測調査の方法は、連合会抜取調査に準ずる。

第2 組合等の行う半相殺方式及び樹園地単位方式に係る検見調査及び実測調査の指導基準

損害評価要綱第3章第3節第1の1の(1)のアの(ア)の④及び同1の(2)のアの(ア)の④に基づき、都道府県及び連合会が指導する組合等の検見調査及び実測調査の方法並びに都道府県が指導する特定組合の検見調査及び実測調査の方法は、次の事項を基準として定める。

1 検見調査の方法

(1) 樹園地ごとの検見調査の調査標本数は、樹園地ごとに5本（区画）を標準とし、栽培面積、被害状況等に応じて調査標本数を増加する。

(2) 検見調査の調査標本は、生育、被害状況等の中庸なものから抽出する。

ただし、生育、被害状況等に著しい差異がある場合には、当該樹園地を区分し、その区分ごとに検見調査の調査標本を抽出する。この場合、区分ごとの検見調査の調査標本数は、各区分ごとの着果樹体（区画）数（又は栽培面積）に応じて比例配分し、区分ごとの生育、被害状況等の中庸なものから抽出する。

(3) 検見調査は、次に定める方法により調査標本の見込収穫量又は見込減収量を把握する。

- ① 半相殺減収総合方式及び樹園地減収総合方式

ア うんしゅうみかん、なつみかん、いよかん、指定かんきつ、りんご、ぶどう、なし、もも、おうとう、びわ、かき、うめ、すもも及びキウイフルーツ

調査標本について、着果主枝、着果中枝、着果群等の部位の着果数を検見し、当該調査標本の見込収穫量を把握する。

イ くり

アに準じて、当該調査標本の着きゆう数を把握する。

なお、調査標本の樹冠面積に落きゆうしたきゆうがある場合は、当該落きゆう数を把握する。

- ② 半相殺特定危険方式及び樹園地特定危険方式

ア うんしゅうみかん、なつみかん、いよかん、指定かんきつ、りんご、ぶどう、なし、もも、おうとう、びわ、かき、うめ、すもも及びキウイフルーツ

調査標本について、共済事故の発生の都度（摘果終了時前にあつてはすべての災害の発生の都度）及

び摘果終了時に当該事故発生通知又は災害発生に係る樹園地について、また、収穫期に損害通知（定期報告）のあつた樹園地について見込落果数等（損害評価要綱第3章第3節第1の1の（2）のアの（ア）の④の見込落果数等をいう。以下同じ。）を検見し、当該調査標本の見込減収量を把握する。

イ　くり

調査標本について、アの方法に準じて見込落果数等を見込み、当該調査標本の見込減収量を把握する。

なお、調査標本の樹冠面積に落きゆうした被害きゆうがある場合は当該被害きゆう数を把握する。

（4）（3）の検見調査結果から当該樹園地の1本（区画）当たりの平均見込収穫量又は平均見込減収量を推定し、当該樹園地の見込収穫量又は見込減収量を把握する。

（5）肥培管理の粗放若しくは不行き届き又は病虫害防除の不適切その他共済事故以外の原因によると認められる減収量がある場合には、分割評価を行う。

2　実測調査の方法

（1）樹園地ごとの実測調査の調査標本数は、10本（区画）を標準とし、栽培面積、被害状況等に応じて調査標本数を増加する。

（2）実測調査の調査標本の抽出、実測調査及び見込収穫量又は見込減収量の算定方法は、連合会抜取調査に準ずる。

（3）肥培管理の粗放若しくは不行き届き又は病虫害防除の不適切その他共済事故以外の原因によると認められる減収量がある場合には、分割評価を行う。

第3　共同利用施設調査の指導基準

損害評価要綱第3章第3節第1の2の（1）のウの（エ）に基づき、都道府県及び連合会が指導する組合等の共同利用施設調査の方法及び並びに都道府県が指導する特定組合の共同利用施設調査の方法は、次の事項を基準として定める。

1　選果開始後、農業協同組合等の共同利用施設ごとに加工向用として出荷される果実について収穫共済の共済目的の種類等（又は品種）ごとに出荷期間を出荷初期、出荷中期及び出荷後期に区分（出荷期間中に選果基準の変更又は価格の変動等により加工向用として出荷される果実の品質が変動した時は、その都度）し、農業協同組合等の共同利用施設ごとに加工向用として出荷される荷口の中から無作為に10か所を設定し、1か所当たり100果（合計1,000果）を連続して抽出（果実の大きさ（例えばL・M・S）別等に荷口が仕分けられている場合は、出荷荷口の数に応じて抽出か所数を配分する。）し、第2章第1節の調整果実数を調査する。

2　1の調査結果に基づき、次により見込収穫量を取りまとめる。

（1）加工向用出荷量の中に細区分の異なる果実の混入がない場合

$$\begin{aligned} \text{組合員等ごとの見込収穫量} = & \Sigma \left[(\text{当該組合員等の出荷量} - \text{当該組合員等の加工向用出荷量}) \right. \\ & + \{ \text{当該組合員等の加工向用出荷量} \times (1 - \text{調整果数歩合}) \} \\ & + \{ (\text{当該組合員等の加工向用出荷量} \times \text{調整果数歩合}) \times \text{調整係数} \} \end{aligned}$$

$$\text{調整果数歩合} = \frac{\text{調整果実数の合計}}{\text{調査標本果実の果実数の合計}} \times 100$$

(2) 加工向用出荷量の中に細区分の異なる果実の混入がある場合

組合員等ごとの見込収穫量＝当該組合員等の細区分ごとの見込収穫量の合計

$$\begin{aligned} \text{組合員等ごとの細区分ごとの見込収穫量} = & \Sigma [(\text{当該組合員等の当該細区分の出荷量} \\ & - \text{当該組合員等の当該細区分の加工向用出荷量}) \\ & + \{ \text{当該組合員等の加工向用出荷量} \times (1 - \text{調整果数歩合}) \} \\ & + \{ (\text{当該組合員等の加工向用出荷量} \times \text{調整果数歩合}) \\ & \times \text{調整係数} \} \times \text{当該細区分ごとの配分率}] \end{aligned}$$

なお、当該組合員等の細区分ごとの出荷量は細区分ごとの生食用の規格又は加工用の規格に格付して出荷した量をいう。

$$\text{調整果数歩合} = \frac{\text{調整果実数の合計}}{\text{調査標本果実の果実数の合計}} \times 100$$

$$\text{細区分ごとの配分率} = \frac{\text{細区分ごとの果実数の合計}}{\text{調査標本果実の果実数の合計}} \times 100$$

(3) 損害評価会等による検討

組合等は、(1) 及び (2) により算定した調整果数歩合を一律に適用するのが適当でない場合には、損害評価会、試験研究機関等の意見を聴いて出荷期間を区分（例えば、貯蔵前と貯蔵後）してその区分ごとの調整果数歩合を算定して当該出荷期間中に出荷された加工向用出荷量を適用しても差し支えない。

第4 組合等の行う樹体共済に係る検見調査の指導基準

損害評価要綱第3章第3節第2の1の(1)のイに基づき、都道府県及び連合会が指導する組合等の検見調査の方法並びに都道府県が指導する特定組合の検見調査の方法は、次の事項を基準として定める。

- 1 検見調査の対象となる樹園地の調査方法、全損換算本数及び損害の額の算定方法は、連合会抜取調査に準ずる。
- 2 肥培管理の粗放若しくは不行き届き又は病虫害防除の不適切その他共済事故以外の原因によると認められる損害の額がある場合には、分割評価を行う。

附則（平成27年 3 月 9 日26経営第2993号）

平成27年 4 月 1 日以降に共済責任期間の開始する果樹共済の共済関係から適用するものとし、同日前に共済責任期間の開始する果樹共済の共済関係については、なお従前の例による。